

### 3. 介護保険

3-3

#### 介護保険のサービスを利用するには？その2 (ケアプランの作成)

居宅サービスを利用するにはケアプラン（サービス計画）が必要です。ケアプランとは、どの事業者からどのようなサービスが提供されるかなどについての、おおむね1ヵ月単位の具体的な計画です。

ケアプランの作成は、「要介護」の方は居宅介護支援事業所のケアマネージャーに、「要支援」の方はいきいき支援センターに依頼するのが通常です。

利用者やその家族は、利用者本人の心身の状況や生活環境及びご希望などに応じて、サービスの種類や内容などを、ケアマネージャーまたはいきいき支援センターと相談して決めます。

居宅サービスの種類には、訪問サービス・通所サービス・福祉用具購入・福祉用具貸与・配食サービス・住宅改修などがあります。

「訪問サービス」については、P24「訪問サービスって何があるの？」、「通所サービス」については、P25「通所サービスって何があるの？」、「福祉用具」については、P26「福祉用具を買いたい・借りたい」、「配食サービス」については、P27「配食サービスを受けたい」、「住宅改修」については、P28「住宅の改修をしたい」を参考にしてください。

介護保険については、いきいき支援センターでご相談いただけます。  
お住まいの地域のいきいき支援センターへご相談ください。  
いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

お問合せ先

**西区役所 福祉課 介護保険係**

TEL.(052)523-4519 FAX.(052)521-0067

**山田支所 区民福祉課 福祉係**

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409